

東京大学先端科学技術研究センター附属包摂社会共創機構規則

令和6年2月7日 制定

(設置)

第1条 東京大学先端科学技術研究センター(以下「先端研」という。)に、附属研究施設として包摂社会共創機構(以下「研究施設」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究施設は、先端研の設置目的に沿い、多様な特性のある人々を世界トップレベルの研究や教育へ包摂できる場を構築することで、共創と異分野融合を醸成し、もって社会課題解決に資することを目的とする。

(機構長)

第3条 研究施設に、機構長を置く。

- 2 機構長は、先端研の専任教授をもって充てる。
- 3 機構長は、研究施設を代表し、その管理運営を総括する。
- 4 機構長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 機構長は先端研所長が委嘱する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。